

質 問 回 答

2017年5月15日

「(案件名)ウガンダ国アタリ地区灌漑開発計画協力準備調査」(公示日:2017年4月26日/公示番号:170195)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	6頁(11)環境社会配慮調査	FS段階で行われた、環境社会配慮に関する助言委員会の最終助言を閲覧することは可能でしょうか。	以下にて公開済みです。 <a href="https://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq0000nqh6t-att/uga03_DFR_jogen.pdf">https://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq0000nqh6t-att/uga03_DFR_jogen.pdf</a>
2	6頁(11)環境社会配慮調査	協力準備調査の中でもスコーピングと準備調査報告書(案)作成時の2回に渡って、助言委員会が開催されるのでしょうか。	準備調査報告書(案)作成時の一回のみ助言委員会を開催することとします。
3	6頁(11)環境社会配慮調査	FS段階の環境社会配慮に関する検討の中でギャップ分析が行われていれば、その内容を閲覧することは可能でしょうか。	貸与資料 Volume I Main report Appendix-1 D にウガンダ国内法と本事業の方針とのギャップ分析、また及び世銀ガイドラインとの比較含めた関連記述があります。
4	6頁(11)環境社会配慮調査	先方政府がローカルコンサルタントを雇用して、簡易住民移転計画(ARAP)を2017年7月までに最終化する予定になっているとのことですが、現在までの進捗状況はどのようなのでしょうか。	先方政府でローカルコンサルタント調達の公示中で、選定は未了です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
5	指示書 P.1、「2. プロジェクトの概要(3) プロジェクト内容」の確認	<p>【機材】として農業機械と収穫後処理にかかる機材は記載されていますが、P.6 「6. 業務の内容(8)事業計画案の策定」では、<u>…要請有った…機材</u>、の記載があるとともに、P.6 「6. 業務の内容(9)調達調査(現地調達、第三国調達)」では、<u>資機材/建設機械の調達先…調査する</u>、との記載があります。</p> <p>要員計画の前提条件として、建設機械も検討対象に含まれるとの理解で宜しいでしょうか？</p>	<p>(8)の機材はP1,2.(3)に示す要請機材であり、(9)の建設機械は灌漑施設の建設に要する工事用機材を示したものです。これを踏まえ、要員計画を提案願います。</p>
6	<p>指示書 P.6~7：(11)環境社会配慮調査</p> <p>本調査では、先方政府を通じ、同ローカルコンサルタントがJICAガイドラインに沿った適切なARAPの作成を行うための支援を行うこととする。更に、先方政府は、ARAP承認後、補償内容等の協議を行うため、ステークホルダーミーティングを2018年6月まで継続して行う予定としている。コンサルタントは、先方政府が主催するステークホルダーミーティングに企画段階から参加し、用地取得及び移転対象者に対しプロジェクトの開発効果を説明するこ</p>	<p>調査実施スケジュール案では、7月上旬から現地調査となっています。現地調査開始は、先方政府契約のローカルコンサルタントが確定した後にすることが最適と考えますので、そのような計画として宜しいでしょうか？</p>	<p>環境社会配慮に関連する調査については開始時期を含めコンサルタントが最適と考える計画をその理由とともに提案願います。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
	<p>とでプロジェクトへの理解醸成を図り ARAP の円滑な実施を側面支援することとする。</p> <p>指示書 P12：調査実施スケジュール</p>		
7	<p>指示書P.7：(12)招聘の実施 実施日程の確認</p>	<p>招聘の期間が2週間程度と記載されていますが、ウガンダから日本への往復に4日間を要します。2週間とは、この往復日数を除いた期間とし、全日程を18日間として計画して宜しいでしょうか。</p>	<p>JICA ウガンダ事務所と先方政府との調整の結果により、ウガンダ政府からの招へい者を4名選定済みです。また本邦における滞在期間を5日間、往復4日を加え、全日程を9日間とします。これを踏まえ、招へい計画を提案願います。</p>
8	<p>指示書P.7：(12)招聘の実施 本招聘に係る候補者決定時期の確認</p> <p>「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン 2016年6月」P.4では、研修候補者の決定（研修開始の3か月前まで）と記載</p>	<p>本招聘実施に当り、「・・・2017年8月頃を目途に・・・」また「2」招聘カリキュラムの作成 - 招聘実施1カ月前を目途に招へいカリキュラム日程/行程の詳細(案)を作成し、JICAの基本的な了解を得る。」とありますが、7月を目処にこれを実施するという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>本招聘においても、貴機構ガイドラインにて指定されている期間(3か月)は、本邦研修の準備として妥当な期間と思料致します。本業務の契約時期を考えると、研修候補者の決定は6月中旬が限度と推察されるため、研修候補者の決定は、1.5カ月前までとして計画して宜しいでしょうか。</p>	<p>7.の回答の通り、招へい者は既に選定済みであることから、指示書(12)招へいの実施 1)被招へい者の人選への支援 については本業務に含まないこととします。</p>

以上